

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○都市計画事業の認可……………  
……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一

### 告示 (選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………二

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………二

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………二

### 公告

○開発行為に関する工事完了(三件)……………  
……………(都市整備局多摩)……………二

## 告示

### 東京都告示第千四百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
令和三年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十八号線
- 三 事業施行期間 令和三年十一月二十五日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 葛飾区南水元二丁目地内 使用の部分 なし

### 東京都告示第千四百六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

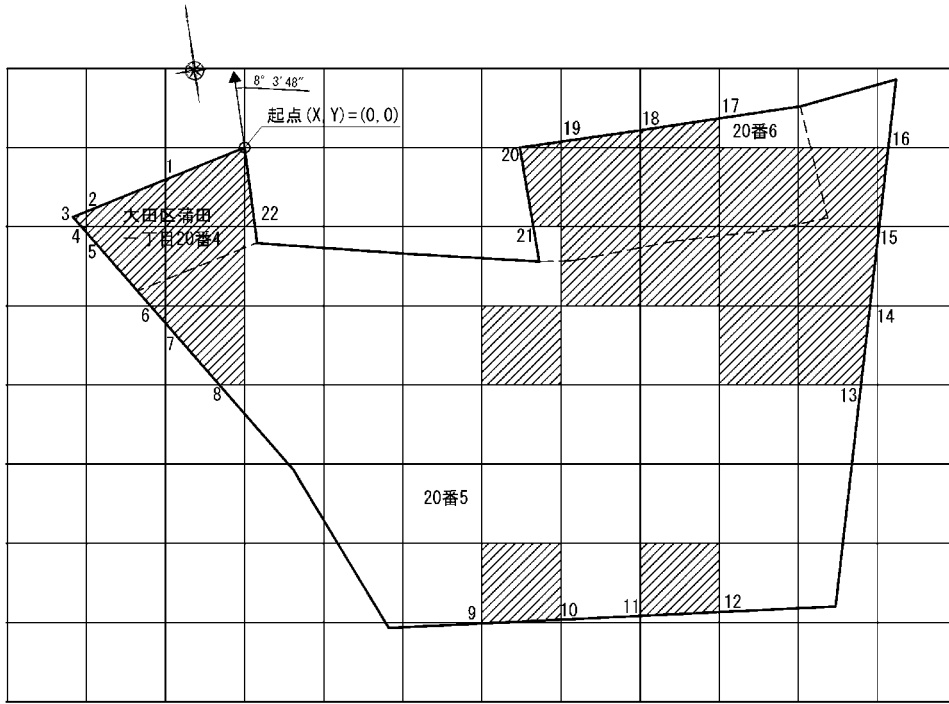
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区蒲田一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- : 単位区画
  - - - : 界境界
  - : 敷地境界
  - ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、大田区蒲田一丁目20番4の最北端とする。

【格子の回転角度】8度3分48秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※座標値は、大田区蒲田一丁目20番4の最北端を(X,Y)=(0,0)とし、本図面の横方向をX、縦方向をYとした任意座標である。

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
起点	0.000	0.000	12	60000.000	-56672.271
1	-10000.000	-4032.520	13	71921.899	-30000.000
2	-20000.000	-8078.022	14	78071.906	-20000.000
3	-21710.098	-8778.502	15	80221.312	-16000.000
4	-20644.323	-10000.000	16	81371.018	0.000
5	-20000.000	-10738.488	17	80000.000	3683.189
6	-11919.183	-20000.000	18	50000.000	2181.584
7	-10000.000	-22199.601	19	40000.000	747.438
8	-3194.043	-30000.000	20	34788.274	0.000
9	30000.000	-80117.007	21	36494.488	-10000.000
10	40000.000	-59635.482	22	1300.813	-10000.000
11	50000.000	-59193.916	-	-	-

### 告 示 (選)

#### ●東京都選挙管理委員会告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和三年十一月二十五日

東京都選挙管理委員会

二二〇、三八〇

#### ●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十一月二十五日

東京都選挙管理委員会

一、五三九、八七〇

#### ●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和三年十一月二十五日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	18,138
中央区選挙区	46,331
港区選挙区	67,951
新宿区選挙区	92,172
文京区選挙区	61,660
台東区選挙区	56,722
墨田区選挙区	77,593
江東区選挙区	137,559
品川区選挙区	113,354
目黒区選挙区	78,978
大田区選挙区	169,964
世田谷区選挙区	195,833
渋谷区選挙区	64,786
中野区選挙区	95,042
杉並区選挙区	148,211
豊島区選挙区	77,796
北区選挙区	96,973
荒川区選挙区	57,312
板橋区選挙区	145,922

練馬区選挙区	170,236
足立区選挙区	161,835
葛飾区選挙区	127,351
江戸川区選挙区	160,248
八王子市選挙区	145,697
立川市選挙区	51,650
武蔵野市選挙区	41,734
三鷹市選挙区	53,234
青梅市選挙区	37,614
府中市選挙区	72,216
昭島市選挙区	31,609
町田市選挙区	120,334
小金井市選挙区	34,702
小平市選挙区	53,769
日野市選挙区	52,263
西東京市選挙区	57,249
西多摩選挙区	68,863
南多摩選挙区	67,152
北多摩第一選挙区	85,884
北多摩第二選挙区	57,257
北多摩第三選挙区	90,141
北多摩第四選挙区	53,860
島部選挙区	6,970

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和三年十一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

あきる野市雨間字西郷七百五十七番三の一部及び七百六十八番四  
あきる野市秋川一丁目六番地一  
西東京不動産株式会社  
代表取締役 上澤 芳明

日野市東豊田一丁目三十二番七  
小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一  
武蔵開発株式会社  
代表取締役 深松 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

東村山市恩多町一丁目四十六番四、同番七十一、同番八十九及び同番九十  
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東村山市久米川町二丁目三十番四

西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、令和三年十一月二十五日表彰された方は、次のとおりである。

令和三年十一月二十五日

東京都知事 小池 百合子

氏名 住所地

(福祉・医療・衛生功労者)

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

内野 幸子 台東区

吉田 隆江 品川区

井出 和子 大田区

山口 美恵子 世田谷区

田中 恵子 中野区

荒川 正代 北区

太田 京子 北区

本橋 千津子 北区

山上 恭子 板橋区

今井 まき子 板橋区

中田 美佐子 足立区

渡邊 進 足立区

長島 健一 江戸川区

杉田 英一 立川市

高麗 美智子 三鷹市

畠山 香壽恵 東村山市

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十一月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十一月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地

渋谷区恵比寿四丁目二十番七号

三 設置者名  
か  
サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 設置者住所  
か  
渋谷区恵比寿四丁目二十番三号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社三越伊勢丹ほか十名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社トモズほか九名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社ファミリーマート

八 変更前の小売業者の代表者名  
澤田 貴司

九 変更後の小売業者の代表者名  
細見 研介

十 変更日  
令和三年四月七日ほか

十一 届出日  
令和三年十一月九日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間  
令和三年十一月二十五日から令和四年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名  
ドン・キホーテ浅草店

二 店舗所在地  
台東区浅草二丁目十番一号

三 設置者名  
株式会社パン・パシフィック・イ

<p>四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号 ス</p>	<p>十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ライフ東日暮里店 荒川区東日暮里四丁目三十六番二十号</p>
<p>五 変更前の店舗名 (仮称) ドン・キホーテ浅草店</p>	<p>一 店舗名 クレア</p>	<p>二 店舗所在地 荒川区南池袋一丁目二十八番二号</p>
<p>六 変更後の店舗名 ドン・キホーテ浅草店</p>	<p>二 店舗所在地 世田谷区南烏山四丁目十二番七号</p>	<p>三 設置者住所 株式会社バルコ</p>
<p>七 変更前の店舗所在地 台東区浅草二丁目九十二番地</p>	<p>三 設置者名 株式会社マルヤマコーポレーション</p>	<p>四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号 (仮称) ライフ東日暮里計画</p>
<p>八 変更後の店舗所在地 台東区浅草二丁目十番一号</p>	<p>四 設置者住所 世田谷区南烏山四丁目十二番二十一号</p>	<p>五 変更前の店舗名 ライフ東日暮里店</p>
<p>九 変更前の設置者名 株式会社ドン・キホーテ</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社丸山商会ほか三名</p>	<p>六 変更後の店舗名 令和三年三月一日</p>
<p>十 変更後の設置者名 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルヤマコーポレーションほか二名</p>	<p>七 変更日 令和三年十一月十一日</p>
<p>十一 変更前の設置者の代表者名 安田 隆夫</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社オオゼキ</p>	<p>八 届出日 令和三年十一月十一日</p>
<p>十二 変更後の設置者の代表者名 吉田 直樹</p>	<p>八 変更前の小売業者の代表者名 石原坂 多聞</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十三 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 石原坂 寿美江</p>	<p>十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十四 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ</p>	<p>十 変更日 平成二十年八月一日ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十五 変更日 令和元年九月二十五日ほか</p>	<p>十一 届出日 令和三年十一月十一日</p>	<p>一二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十六 届出日 令和三年十一月十日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一三 縦覧期間 令和三年十一月二十五日から令和四年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和三年十一月二十五日から令和四年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>一四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十八 縦覧期間 令和三年十一月二十五日から令和四年三月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一五 設置者住所 江戸川区平井五丁目十五番五号 有限会社平井駅前協同ビル</p>

称

八 変更前の小売業者  
の代表者名  
リオネル・アルベール・ジェイ・  
デスクリー・ドウ・マレドスー

九 変更後の小売業者  
の代表者名  
大久保 恒夫

十 変更日  
令和三年三月一日

十一 届出日  
令和三年十一月十一日

十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十三 縦覧期間  
令和三年十一月二十五日から令和  
四年三月二十五日まで。ただし、  
東京都の休日に関する条例(平成  
元年東京都条例第十号)に定める  
休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

